■条例に基づく施策等

教育関係機関等が参画)。

大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例の概要等について

■障害者基本法

〇基本原則

(§3③等)

- ・言語(手話を含 む。) その他の 意思疎通のた めの手段につ いて選択の機 会の確保。
- · (§7)

国·地方自治体 への「基本原則 に関する国民 の理解を深め る必要な施策 を講じること」 の義務付け。

〇情報のバリア フリー化 (§ 22 (1))

国•地方自治体 への「障がい者 の意思疎通を 仲介する者の 養成 • 派遣等、 必要な施策を 講じること」の 義務付け。

〇権利(§29)

裁判等手続に おける意思 疎通の手段の 確保等。

※関連法令障害者差別 解消法

■「言語としての手話」に係る現状について

- ・「言語(手話を含む。)」と明記されている。 しかし、「手話が言語である」という認識は普及していない (「言語としての手話」の認識を持つ府民の割合:39.8%)。
- ・言語は本来、乳幼児期に自然に習得される。 しかし、家族等が手話を使えない場合は、自然習得できず、 言語能力の発達に支障を生ずる可能性があるにもかかわら ず、手話の自然習得の機会を確保するための法律等はない。
- ・また、言語は、学校の教育課程において文法力や語彙力を高 める機会が確保される。しかし、学習指導要領(特別支援学 校)には、手話を指導・習得させる旨の記載がない。
- ・これらの結果、府民がより多くの機会で手話を使用すること のできる社会(=聴覚障がい者が、手話通訳によらずとも手 話で意思を通じ合あえる社会)となっていない。

「総合支援法」に基づく意思疎通支援としての手話通訳者の 派遣や、「差別解消法」に基づく合理的配慮によらなければ ならない状況となっている。

このため、

言語として の手話の 認識の普及

及び

習得の機会 の確保

に関する 条例の制定 が必要

■大阪府言語としての手話の認識の普及 及び習得の機会の確保に関する条例の 概要

第1条(目的) 第2条(言語としての手話の認識)

第3条(手話の習得の機会の確保)

聴覚障がい者が、乳幼児期から、その保護者 等と共に手話を習得することのできる機会 の確保。

第4条(学校による手話の習得の機会の確保 への支援)

による手話を習得する機会の確保を促進。

第5条(事業者による手話の習得の機会の確 保への支援)

聴覚に障がいのある者が勤務する事業者に よる、手話を習得する機会の確保を促進。

※条例や条例に基づく施策の進捗状況等の 評価等を行う機関として、「府障害者施策 推進協議会条例」に基づく協議会のもと に、「部会」を継続設置する予定。

※公布日施行(平成29年3月29日)

聴覚に障がいのある児童等が在学する学校

〇企業のCSR活動等の一環としての手話の習得

の機会の確保への支援 ・障がい者雇用企業の登録・顕彰制度を活用した

〇府の広報媒体(府政だより、ホームページ、

・聴覚障がい者団体による取組みと連携(協定を

締結) した乳幼児等手話教室(仮称)の展開。

・上記教室で把握した課題・ノウハウを共有し、

広げていくためのネットワークの運営(福祉・

〇「総合的な学習の時間」、「部活動」などを活用

・手話サークルの支援機能等を担う聴覚障害者情

報提供施設を活用した手話の講師のあっせん、

○聴覚に障がいのある児童等が在学する学校の教

SNS等) などを通じた普及啓発の実施

○乳幼児期の手話習得ネットワークの形成等

〇中途失聴者を対象とした手話講座の開催等

した手話の習得の機会の確保への支援

カリキュラムに関する情報提供。

師等を対象とした手話講座の開催

- PRの支援。
- ・聴覚障害者情報提供施設を活用した支援(再掲)。

■他の自治体の条例制定状況(H29.4.20 現在)

(都道府県) 鳥取、神奈川、群馬、長野、沖縄、 埼玉、千葉、三重、愛知、秋田、山形、奈良 (市町村) 大東市、大阪市、堺市、熊取町ほか、 80市町

■パブリックコメントの結果概要

募集期間 : 12月5日~1月6日

意見件数: 15件

主な意見:・「手話」を義務教育化すべき。

・障がい者理解の促進を図るべき。

18歳以上

■障害者総合支援法

意思疎通 (手話など)を支援する者の 派遣・養成について、義務付け。

§77 市町村(日常生活レベル)

§78 都道府県(特に専門性の高いもの)

■身体障害者福祉法 § 27 手話通訳事業 総合支援法 § 77・78 で都道府県等による 実施義務を規定

■児童福祉法

意思疎通支援 (手話など) に 係る規定なし。

18歳未満

■学習指導要領(特別支援学校)

・聴覚に障がいのある児童等に対する 手話の指導・習得に係る記載なし。 ・視覚に障害のある児童等に対する点

字の指導・習得に係る記載は、あり。

「総合支援法(身体障害者福祉法)」・「児童福祉法」のいずれも、 「手話の習得の機会の確保」に係る規定なし。

■障害者差別解消法

合理的配慮(手話や文字表示など、目で見てわかる情報の提示など)の提供を行政機関に義務付け。 (民間事業者については、努力義務。)